

3. 最高裁上告棄却決定

(藤田宙靖裁判長、2008年2月25日)

平成18年（あ）第1010号

決 定

本籍・住居

無 職
守 大 助
昭和 年 月 日生

上記の者に対する殺人、殺人未遂被告事件について、平成18年3月22日仙台高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
当審における未決拘留日数中400日を本刑に算入する。

理 由

弁護人花島伸行ほかの上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。なお、所論は土橋均らの行った鑑定には多々疑問があると主張するが、所論にかんがみ記録を精査しても、被告人が筋弛緩剤マスキュラックスを点滴ルートで投与することにより本件各犯行を行ったとした原判断につき、判決に影響を及ぼすべき法令違反又は重大な事実誤認を発見することはできず、同法411条を適用すべきものとは認められない。

よって、同法414条、386条1項3号、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年2月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男
裁判官	那	須	弘	平
裁判官	田	原	睦	夫
裁判官	近	藤	崇	晴

平成20年（す）第128号，第138号

決 定

被告人 守 大 助

上記の者に対する殺人、殺人未遂被告事件（平成18年（あ）第1010号）について、平成20年2月25日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、被告人から異議の申立てがあったが、この申立ては理由がないので、当裁判所は、刑訴法414条、386条2項、385条2項、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成20年3月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男

裁判官	那	須	弘	平
裁判官	田	原	睦	夫
裁判官	近	藤	崇	晴